資料3-1

規制改革に関する意見・要望(総括表及び重点項目)

平成 1 4 年 1 0 月 2 2 日

全 国 知 事 会

規制改革に関する意見・要望【総括表】

No	分野	区公	件	数	No	分野	区公	件	数			
INO	万野	区分	小計	合計	No	刀釘	区分	小計	合計			
		施設管理	2				道路	3				
		業務委託	2					河川	1			
1	総務·企画	税財政	2	14			港湾	2				
'		通信	4	17	6	土木	土地	3	24			
		消防防災	2		0	上水	砂防	1	24			
		その他	2				都市計画	4				
		廃棄物	8				住宅	4				
2	環境•生活	下水	1	15			交通	6				
2	坂児 * エ/ロ	環境	5	10	13	7	教育			7		
		消費者	1		8	公安·警察			1			
		医療	1				工業用水	2				
3	健康·福祉	福祉	4	6	6	6	9	小 带企業	公営企業	立地	1	6
		その他	1		9 公吕正未	財務	1	U				
		雇用	2				その他	2				
4	商工労働	中小企業	4	7	10	その他			3			
		その他	1									
		農業	11									
5	農林水産	林業	1	14								
	/成1小小注	水産業	1	14								
		食品	1	•		合計		9	7			

重点的に規制緩和すべき事項

【1 総務・企画】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
1-1	施設管理		日 国該地方公共団体の面真法人寺に限られている公の施設の受託管理について、民間事業者にも受託できるよう 制度の見方した図スニン	地方自治法第244条の2第3項、第4項、第5項 同法施行令第173条の3 同法施行規則第17条	
1-2		PFI事業推進のための関連する制 度の整備	アプルプスなどの適用を可能とすること。 2 公の施設の管理委託について、受託管理者の範囲をPFI事業者にも広げること。 3 BOT方式を採用する場合等は、PFI事業者に対する法人税、固定資産税、不動産取得税等の課税の特例を含います。	1 地方自治法第234条、同法施 行令第167条の2、第167条の10の2 及び地方公共団体の物品等又は特 定役務の調達手続の特例を定める 政令第10条第1項 2 地方自治法第244条の2、同法 施行令第173条の3及び同法施行規 則第17条 3 法人税法、地方税法 4 都市計画法第29条など	
1-3	業務委託	行政処分関係業務における民間業務 委託の促進	行政処分のうち、給付や徴収など単なる事実行為については、積極的に民間委託を推進するべく制度全体の仕組みを改正し、必要な法令の整備を行われたい。	関係諸法令	
1-5		国庫補助金交付施設における事業主 体の変更に伴う補助金返還制度の改 善		補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律 同法施行令	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
1-11	消防防災	石油コンビナート等災害防止法に係 る新設・変更の届出先の都道府県へ の移管	規制の趣旨を確保しつつ、手続に関する事業者の負担 を軽減するため、新設・変更の届出等に関する現行の主	5条、7条、8条、11条、12 条、13条 石油コンビナート等特別防災区域	

【 2 環境・生活】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
2-2			廃棄物の再利用推進のため、不法投棄等の不適正処理 防止の観点から、廃掃法の適用は維持しつつ、法に定め る各種の規制について、再生利用が行われる循環資源に ついての規制を更に緩和する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法 律 第7条、第8条、第14条、第 15条	
2-3	廃棄物	リサイクル業と廃棄物処理業の区分 の整理	「リサイクル業」を廃棄物処理業ではなく、独立した 「産業」として位置付けるための制度を確立する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法 律	
2-5	廃棄物	民間活力による廃棄物再資源・適正 処理促進のための廃棄物処理業許可 制度等の見直し	のるいは、一放廃来物については、例えば合理サリイク 1 注の対象中日も取り扱う場合に限定し、許可も簡素化	廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第7条第1項及び4項、第14 条第1項及び第4項外	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
2-7		一般廃棄物の適正処理、資源化を推 進するための廃棄物処理委託基準の 緩和		廃棄物の処理及び清掃に関する法 律第6条の2、第7条 同法施行令 第4条第3号、第9 号	
2-9	下水		公共下水道から発生する汚泥を処分する際、汚泥を産 業廃棄物ではなく、一般廃棄物として扱えるよう、現行 の廃棄物処理制度を見直し、改正すべきである。	廃棄物の処理及び清掃に関する法 律及び、同法律の運用に伴う留意 事項について	
2-15		指定商品制等の廃止	内以外に J いては法律が適用されり、消費有体態が図りれない。これらを廃止し、指定外の多種多様な商品等の 販売に対応した担制とし、不当が取引にある際に及び	特定商取引に関する法律第2条第4 項、特定商取引に関する法律施行 令第3条別表第1、別表第2、別表 第3	

【3 健康・福祉】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
3-3	福祉	ロンア	都道府県、政令市に加え、中核市においても児童相談所	2 块	
3-4		 婦人相談所の設置規制の見直しにつ いて 	牧吉石の休護に関する法律」に基づく配柄石恭力相談文	売春防止法第34条 配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律第3条	
3-5		外調理について	保育所・児童養護施設についても、安全面に十分配慮がなされ、個々の入所者・園児の状態にあった給食が提供されることを前提に、施設外の調理を認めていただきたい。	保護施設等における調理業務の委託について(昭和62年3月9日社施第38号) 保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第68号) 児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
3-6	その他	指定医療機関及び第二種感染症指定 医療機関として指定するに当たり、	病院の状況から、最適と判断したものについて、第一次感染症指定医療機関等の指定を行いたいが、設備の整備等に補助金支出ができない。国立の病院は地域の民間病院や公的病院と同列の機関であると考えられることから、県から感染症指定医療機関として一定の役割を要請するときは、一定の支出を認めるべきである。	地方財政再建促進特別措置法	

【4 商工労働】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
4-1	雇用	都道府県への職業紹介権能の付与	間に対する。 職業紹介事業について、都道府県においても事業が行え は、よう、関係する担制の経知をすべきである。	職業安定法第5条、第30条、第31 条、第33条 民間需給調整関係要領(民営職業 紹介)	

【5 農林水産】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
5-1			法律による農地取得制限のため、農業分野への株式会社参入は制限されている。効率的かつ安定的な農業経営を育成し、意欲ある経営体が農業生産の大宗を担う構造の実現に向け、担い手への農地利用集積や農業経営の法人化等の農業の構造改革を進めるべき転換期に来ており、株式会社の農業への参入は改革の具体的な方策であると考える。 この改革を進めるには、水管理など地域社会との調和や農地の投機的取得の防止等の課題があり、これらの解決策を講じた上で、改革の流れを促進するべきであると考える。	農地法第 2 条第 7 項	
5-2			一 長地法施行やに「教育、医療又は社会福祉事業」の他、「環境保全を図る活動」を加えること 市民農園の開設者に、NPO法人、市民団体及び公益	農地法第3条、同施行令第1条 の6第1項第5号 特定農地貸付に関する農地法等 の特例に関する法律 第2条第2項 同法施行令第1条 同法に関する依命通達 市民農園整備促進法 第2条第2 項	
5-4	農業	登録農薬に係る規制の見直し	地域特産作物等への適用農薬の拡大を推進するため、 海外の公的研究機関のデータ活用や、農薬の適用作物区 分の単位を見直すこと。 また、登録農薬のうち、都道府県段階でも安全性が確 認された農薬については、都道府県が適用拡大を認める ことができる制度とすること。	農薬取締法第2条、第12条の6 同施行規則第1条	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
5-5	農業	農薬の適正使用の観点からの農薬取	農作物の品目ごとに手続が必要な農薬登録について、同様な方法で栽培される類似品目については、一括して登録できるようにする。また、ある品目について既に登録された農薬がある場合、同様な方法で栽培され、採取される品目は、農薬登録の手続きを簡便化する必要がある。	農薬取締法第2条、第12条の6 農薬安全使用基準	
5-6	農業	市街化調整区域内においても農産物 直売施設等を農業用施設として認め るように都市計画法の見直し	Id、 14 P 計画法上も日吊少帯の店舗C M フレ、展業用他 シレース位置づけ、 古海ル調整区域において建設できる。	都市計画法第34条第四号 第29条第1項第二号 都市計画法施行令第20条	
5-13	水産業	都道府県漁業調整規則を制定におけ る農林水産大臣の認可制度の運用の		漁業法第65条、水産資源保護法第4条、 各都道県漁業調整規則例(昭和38年10月23日38水漁第69 82号)	

[6 土木]

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
6-2	道路	道路構造に関する基準等の見直し	道路構造については道路構造令により、さまざまな規制があるが、今後は、これまで国の補助事業を念頭に置き、全国一律の考え方で公共事業を実施するのではなく、コスト縮減や環境保全などの時代の要請にきめ細かく応え、地域の実情に応じた道路の改築を行うことができるよう、道路構造に関する基準の見直しを含めた国の補助採択基準の見直しを行うべきである。 例えば、中山間地域での1.5車線的道路等,利用実態等に合わせた柔軟な整備ができるようにする。	道路法,道路構造令	
6-3	道路	地域の特性に応じた基準(ローカルルール)に基づく社会資本の整備推 進	のるため、主国一年の基準の徹廃を提言する。 法には技術的基準について原理・原則を示すに止め、 詳細な事項は他方が自主性に任せる。具体的数値を示す	道路法第30条、道路構造令河川法第13条、河川管理施設等構造令 都市公園法第3条、第4条、都市公園法施行令等	
6-5	港湾	ドウ化の推進	入港した貨物船等はそれぞれの事項について、関係する所管官庁にさまざまな申請が必要であるため、申請のシングルウィンドウ化や、申請の際の多岐にわたる入力	家畜伝染病予防法第38条の2、	

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
6-6	港湾	国有港湾施設における多目的使用等 の弾力化	県で委託管理を受ける港湾施設の多目的(他目的)使用については、国への申請と承認が必要であるが、国の画一的な判断により承認されている場合がある。 各地方独自の判断で実状に応じた対応が必要であり、 全国画一的な運用では、財産の有効活用を図れないと考える。	国有港湾施設管理委託契約書第8条	
6-16	住宅	自治体の裁量権の拡大	実際に住宅の維持管理を行っているのが地方自治体であることから、公営住宅の賃金決定要素のうち、「利便性係数」以外の国が一元的に決定している係数についても、事業主体の裁量権を拡大し、事業主体が地域の実態に応じてより主体的に家賃決定を行える制度にするべきである。		
6-20	交通	全施設の暫定的な係留施設としての 使用	放置艇対策を効率的に実施するため、機能上問題のない場合には、国有財産である海岸保全施設への小型船舶の係留を認めていただきたい。その際、管理に費用を要することから使用料の徴収についても認めていただきたい。	・国有財産法第18条第3項及び 国の庁舎等の使用又は収益を許可	

【7 教育】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
7-1	教育	可能となるようは本宗独自の教育課程の編成、教科の自由な設定及び教員資格要件の緩和		学校教育法施行規則第24条の2、 別表第一	
7-2		市・郡を最小単位とする教科書採択 地区制度の見直し	「市若しくは郡の区域又はこれらの区域とあわせた地域」とされている、現行の教科書採択地区を市町村単位で設定できるようにすべきである。	義務教育諸学校の教科用図書の無 償措置に関する法律 第12条、第 13条	
7-4	教育	るため、学校教育法施行規則の弾力	各学校が地域や児童生徒の実態に応じ効果的で特色ある教育活動ができるよう標準授業時数の弾力的運用を認める。	学校教育法施行規則第24条の2、第54条 小学校学習指導要領・総則・第4の授業時間数等の取扱い中学校学習指導要領・総則・第5の授業時数等の取扱い	

【8 公安・警察】 該当なし

【9 公営企業】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
9-3	立地	工場立地法による企業の緑地整備負担の緩和 担の緩和	る。工物凶地守一足の戦団に終地が計画的に配置されて いえ担合・本業の独地会セの起送を行ることにより・本	工場立地法第4条、第4条の2、 第6条 工場立地に関する準則 緑地面積率などに関する区域区分 ごとの基準	

【10 その他】

No	区分	要望事項	内容	根拠法令	備考
10-1	その他		水力発電に係る工事の際、高さ15m以上のダムについては、基礎地盤に堤体コンクリートを打設する時の使用前自主検査義務があるが、これを廃止し、国による安全性の担保(現場確認)は、河川法による基礎地盤検査によって置き換えるものとする。これにより河川法に定める同様の検査と合わせた国による二重規制を撤廃し、事業者の負担を軽減することにより、水力発電所建設に係るコストを削減を図る。	電気事業法施行規則第73条の3	